

森町地域クラブ認定制度 登録・運営の手引き

森町教育委員会

令和 8 年 6 月

目次

はじめに	P 2
森町の地域クラブの実施体制（体制図）	P 3
 第1章 地域クラブの要件（どのような団体が認定されるか）	P 4
1. 活動の趣旨と参加対象	P 4
2. 休養日と活動時間の設定	P 4
3. 費用の取扱いと会計管理	P 4
4. 指導体制	P 5
5. 安全確保と危機管理体制	P 5
6. 運営体制と組織	P 6
 第2章 学校・地域との連携及び大会等への参加	P 6
1. 学校等との連携及び個人情報の保護	P 6
2. 大会やコンクール等への参加について	P 6
3. 地域活動への協力について	P 7
 第3章 認定クラブのメリット	P 7
1. 活動場所の確保と施設使用料の負担軽減	P 7
2. 生徒及び保護者への周知・広報	P 7
3. 活動に必要な備品等の貸出	P 7
 第4章 認定の申請から決定までの手続き	P 7
1. 申請に必要な書類	P 7
2. 審査と結果の通知	P 8
3. 認定の有効期間と更新手続き	P 9
 第5章 認定後の変更・休止・取消し等の届出	P 9
1. 変更の届出	P 9
2. 休止の届出	P 9
3. 認定の取消し	P 9
 お問い合わせ及び書類提出先	P 9

はじめに

中学校の部活動は、生徒が仲間とともに共通の目標に向かって努力し、切磋琢磨する中で、人間関係の大切さや協調性を学ぶことができる重要な教育活動です。町内の中学校においても、技能の向上や人間形成の場として大きな役割を果たしてきました。

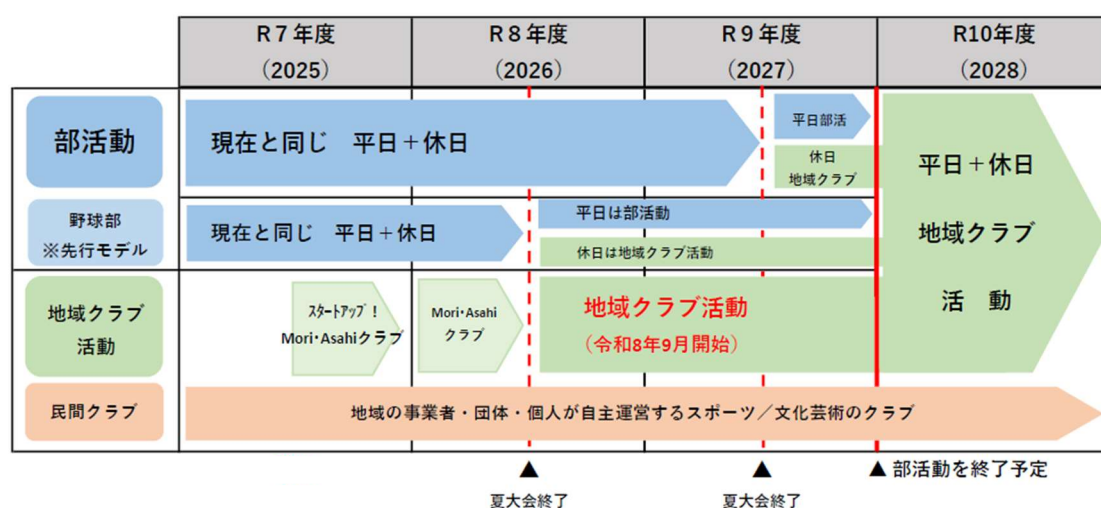
一方で、少子化の進行や教員の多忙化により、これまでの学校単位で部活動を維持することが年々難しくなっています。今後も町内の中学生数は減少が見込まれており、持続可能な活動環境の確保が課題となっています。

このため森町では、中学校の部活動を段階的に地域へ移行し、「地域クラブ活動」として新たな活動環境を整備する取組を進めています。生徒一人ひとりが、地域でスポーツ・文化芸術活動を継続できる環境づくりと、地域全体で子どもたちを支える体制の構築を目指しています。

また、一定の要件を満たし、学校部活動が担ってきた教育的意義や役割を継承・発展させることができる団体を「森町地域クラブ」として認定する制度を設けました。教育委員会・学校・地域クラブが連携し、生徒の心身の健全な育成と、生涯にわたってスポーツや文化芸術に親しむ機会の確保を目指します。

本手引きは、「森町地域クラブ認定要綱」に基づき、認定の基準、活動のルール、申請手続き等をまとめたものです。地域クラブの登録および運営にあたり、本手引きをご活用ください。

【部活動地域展開のスケジュール】



中体連や他市町の状況によっては見直す場合があります。

森町の地域クラブの実施体制（体制図）

本町の地域クラブ活動は、持続可能な仕組みづくりと、団体の実情に合わせた柔軟な運営を行うため、「行政サポート型」と「自主運営型」の2つの体制で構築しています。

項目	① 行政サポート型（Mori・Asahiクラブ）	② 自主運営型（オリジナルクラブ）
対象になる方	・「Mori・Asahiクラブ」 ・新規にクラブを立ち上げたい方 ・個人の指導者や、民間クラブ団体 等	・森町体育協会所属の団体（スポーツ少年団等） ・森町文化協会所属の団体 等
運営主体	認定を受けた各クラブ	認定を受けた団体
各クラブが自ら行うこと	・認定クラブの申請 ・活動日の決定、活動施設の予約 ・生徒や保護者への連絡・出欠確認 等	・認定クラブの申請 ・これまでのクラブ運営（活動、会計、保険等の継続）
教育委員会の事務サポート	・参加費の管理 ・指導者謝金の支払い ・保険加入手続き	なし （各団体で自主的に実施していただきます）
参加費	町の基準額で教育委員会が一括徴収 （例：週1回 月2,000円～週4回 月5,000円 等）	各団体の規定による（低廉な額）
指導者報酬（謝金）	1時間あたり2,000円 （例：1.5時間で3,000円）	各団体の規定による ※無報酬での運営は不可
各種保険	指導者・参加者（生徒）の保険は事務局で一括加入	各団体で加入

○ 将来的なビジョン

「行政サポート型」でノウハウを蓄積し、すべてのクラブが「自主運営型」へと自走（ステップアップ）していくことを目指しています。なお、施設使用料の減免や一部施設の優先予約など、認定クラブとしてのメリットはどちらの体制でも受けることができます。

第1章 地域クラブの要件（どのような団体が認定されるか）

森町地域クラブとして認定を受けるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。（要綱第3条）

1. 活動の趣旨と参加対象（要綱第3条第1号）

（1）教育的意義の継承・発展

生徒の自主的・主体的な参加による活動とし、競技の成果のみに偏るのではなく、生涯にわたって活動を楽しむために必要な力を育てる活動を行ってください。

（2）参加対象者

町内の中学生を主な対象とし、特定の学校の生徒に限定したり、技能による選抜（セレクション）を行ったりせず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れてください。対象者は実施体制により異なります。

ア 行政サポート型：小学5年生から中学生を対象とします（町外からの参加も可能とします）。

イ 自主運営型：対象年齢や参加範囲（町内外など）は、各団体の規定に基づきます。

（3）活動拠点

生徒が安全かつ容易に通えるよう、活動拠点は原則として町内とします。

2. 休養日と活動時間の設定（要綱第3条第2号）

（1）休 養 日：週2日以上（平日で1日以上、かつ休日で1日以上設けること）

（2）活動時間：1日あたり 平日2時間程度、休日3時間程度としてください。

（3）長期休業中：週2日以上休養日を設けるとともに、一定期間の休養期間（オフシーズン）を設けてください。

3. 費用の取扱いと会計管理（要綱第2条・第3条第3号）

地域クラブの費用は、実施体制によって取扱いのルールが異なります。

（1）行政サポート型の場合

費用は「参加費」と「会費」の2つに明確に区分して取り扱います。

ア 参加費と会費の違い

・参加費：教育委員会が保護者から徴収し、指導者への謝金・保険の加入等に充てる費用です。原則として参加費は3ヶ月ごとに一括で徴収します。入会についても、この3ヶ月ごとの区切りに合わせて受け付けます。年度途中の退会は随時可能ですが、納入済みの参加費の返金はできません。

・会 費：地域クラブが保護者から徴収し、クラブ活動の維持運営（用具代、大会参加費等）に充てる費用です。活動の維持運営に必要な範囲で可能な限り低廉な額を設定して保護者の負担軽減に努めてください。

イ 会費の適正管理

- ・教育委員会が徴収する「参加費」とは明確に区分してください。
- ・個人の口座ではなく「団体口座」で管理し、収入及び支出を記録した会計帳簿を作成してください。
- ・適正な会計処理を証明するため、年度末までに決算報告書を教育委員会に提出してください。

(2) 自主運営型の場合

各団体の規定に基づき、会費等を設定し、団体内で徴収・管理を行ってください。

ア 指導者への報酬（謝金）については、団体の基準で金額を設定し、支払い管理を行ってください。※無報酬での運営は不可とします。

イ 適正な会計処理を証明するため、年度末までに決算報告書を教育委員会に提出してください。

4. 指導体制（要綱第3条第4号）

(1) 指導者研修の受講

活動における指導者は、教育委員会が指定する指導者向けの研修を受講していること（または受講予定であること）が必要です。

(2) 人権を尊重した指導の徹底

指導者は、体罰、暴言、ハラスメント等を行わず、生徒の人権を尊重した指導を行わなければなりません。指導にあたっては、暴力・暴言・ハラスメント等の禁止や不適切な行為を行わない旨を定めた「指導者の誓約書」を提出していただきます。

(3) 複数の指導人材の確保

原則として複数の指導人材が活動に携わることが求められます。困難な場合は、教育委員会による巡回等の代替措置を講じます。

5. 安全確保と危機管理体制（要綱第3条第5号）

(1) 保険の加入

万が一のケガや事故に備え、参加する生徒及び指導者は「スポーツ安全保険」等の傷害保険及び賠償責任保険に加入してください。手続きは実施体制により異なります。

ア 行政サポート型：教育委員会が保険加入の手続きを行い、一括で加入します。

イ 自主運営型：各団体において、保険加入の手続きを行ってください。

(2) 緊急時連絡体制の整備

事故発生時に迅速な対応ができるよう、保護者や関係機関、教育委員会への緊急時連絡体制をあらかじめ整備し、指導者間で共有してください。

(3) 安全対策の徹底

熱中症予防等の環境配慮や、施設・設備・用具の安全点検を定期的に行ってください。

6. 運営体制と組織（要綱第3条第6号）

(1) 非営利の運営

営利を主たる目的とした運営ではないことが要件です。

(2) 役員の配置と規約の整備

適正な組織運営を行うため、目的や会費等を定めた「規約」又は「会則」等を作成し、役員を配置して運営を行ってください。必要な役員は実施体制や会費の有無により異なります。

ア 行政サポート型（会費を集めるクラブ）、自主運営型

「代表」「指導者」「会計」「監事」の役員を配置してください。

イ 行政サポート型（参加費のみのクラブ）

教育委員会が徴収する「参加費」のみで活動し、「会費」を集めない場合は、「会計」「監事」の配置は不要です。（事務局が実質的に会計・監事の役割を担う）。

この場合は「代表」「指導者」のみの配置で申請可能です。

※ただし、将来的に会費（参加費以外の費用）を集める可能性がある場合は、あらかじめ「会計」「監事」を配置してください。

第2章 学校・地域との連携及び大会等への参加

1. 学校等との連携及び個人情報の保護（要綱第4条）

(1) 情報共有の実施

地域クラブは、生徒が在籍する中学校等と連携を図り、必要に応じて日々の活動状況や大会・コンクールへの参加等の情報を共有してください。

(2) 個人情報の取扱い

学校との情報共有やクラブ運営にあたっては、関係法令を遵守し、参加生徒や保護者の個人情報の取扱いに十分配慮し、漏洩等がないよう厳重に管理してください。

2. 大会やコンクール等への参加について

地域クラブの活動を通じて、生徒が日頃の練習の成果を発揮し、目標を持って取り組む機会として、各種大会やコンクール等への参加は大きな意義があります。大会等への参加を検討する場合は、以下の点にご留意ください。

(1) 参加資格の事前確認

中学校体育連盟（中体連）や中学校文化連盟（中文連）等が主催する大会をはじめ

め、各種大会・コンクールへの参加資格は、大会ごとに出場要件が異なります。参加を希望する場合は、事前に大会主催者へ確認してください。

(2) 競技団体等への登録

大会参加にあたり、各競技団体や連盟等への登録・加盟が必要となる場合があります。登録手続きや登録費の納入については、学校側の登録と重複しないよう、教育委員会及び学校に確認のうえ対応してください。

(3) 大会運営への協力

地域クラブとして大会に参加する場合は、大会の役員や審判等、大会運営へのスタッフ協力についても、積極的なご協力をお願いします。

3. 地域活動への協力について

地域クラブは、地域との連携・協力のもとで活動します。町や地域で開催される行事の運営についても、可能な範囲でご協力ください。

第3章 認定クラブのメリット

森町教育委員会では、地域クラブが円滑に活動できるよう、認定を受けた団体に対して次のような支援を行います。

1. 活動場所の確保と施設使用料の負担軽減

学校体育施設や社会体育施設等の一部において、先行予約ができます。また、町が定める規定に基づき、施設使用料の減免対象となります。

2. 生徒及び保護者への周知・広報

入学説明会や学校配信アプリ等を通じて、クラブの紹介や募集案内を広く周知し、参加促進をサポートします。

3. 活動に必要な備品等の貸出

社会教育施設（森アリーナ、森町文化会館等）が保有する備品を、各施設の利用ルールに基づきご利用いただけます。

第4章 認定の申請から決定までの手続き

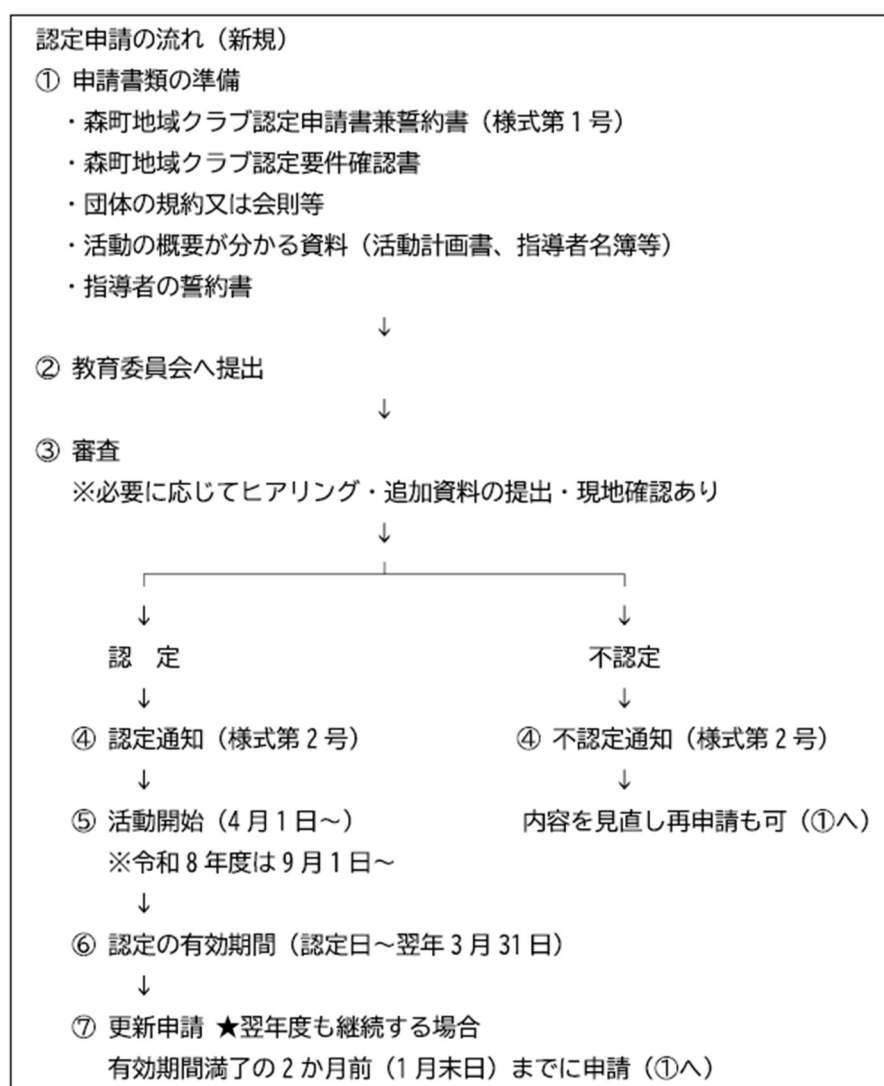
1. 申請に必要な書類（要綱第5条）

以下の書類を揃え、教育委員会へ提出してください。

- (1) 森町地域クラブ認定申請書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 森町地域クラブ認定要件確認書

- ※体育協会や文化協会等に所属する団体が申請する場合、現在使用している規約や会計報告書等を申請書類としてそのままご活用いただけます。不足する項目がある場合でも、教育委員会がひな形の提供や助言等の支援を行います。

- 【新規申請の場合】

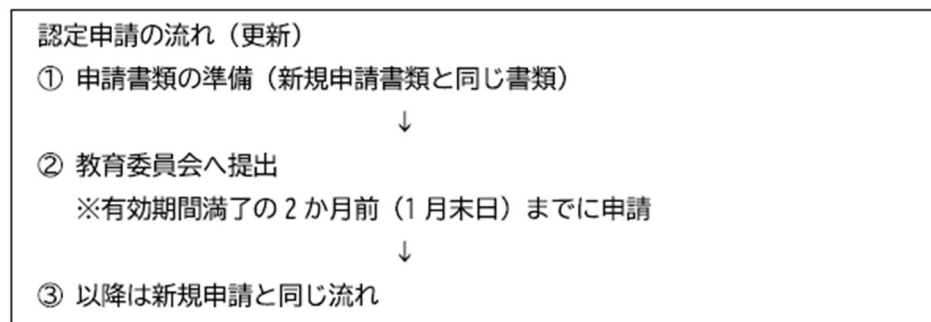


教育委員会で提出書類を審査し、結果を「森町地域クラブ認定（不認定）通知書」により通知します。

3. 認定の有効期間と更新手続き（要綱第6条）

認定の有効期間は、認定日からその年度の末日（3月31日）までです。次年度も継続する場合は、有効期間満了の2ヶ月前（1月末日）までに更新の申請を行ってください。

【更新申請の場合】



第5章 認定後の変更・休止・取消し等の届出

1. 変更の届出（要綱第7条第1項）

代表者の交代や活動場所の変更等が生じた場合は、速やかに「森町地域クラブ変更の届出書（様式第3号）」を提出してください。

2. 休止の届出（要綱第7条第2項）

活動を一時的に休止する場合は、「森町地域クラブ休止の届出書（様式第4号）」を提出してください。

3. 認定の取消し（要綱第8条）

指導者の不適切な行為や不正な会計処理など、要件を満たさなくなったと認められる場合、教育委員会は認定を取り消すことがあります。この場合、教育委員会は「森町地域クラブ認定取消通知書（様式第6号）」により通知します。また、クラブ側の事情により認定の取消しを希望する場合は、「森町地域クラブ認定取消しの申出書（様式第5号）」を提出してください。

【お問い合わせ及び書類提出先】

森町教育委員会 社会教育課

電 話：0538-85-1112

メール：kyo_syakai@town.shizuoka-mori.lg.jp